

令和5年度
大子町行政評価報告書

令和5年8月

大 子 町

【目 次】

- 1 行政評価の位置づけ……………1
- 2 行政評価実施の効果……………1
- 3 行政評価の種類……………1
- 4 行政評価の手法……………1
 - (1) 評価対象事業の選定
 - (2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施
 - (3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施
 - (4) 評価結果の議会への報告及び公表
- 5 事務事業評価結果……………2

大子町の行政評価

1 行政評価の位置付け

本町における行政評価制度は、「第6次大子町総合計画」で示されている、町が行う事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から客観的に分析し検証を行い、事務事業の効果的かつ効率的な推進及び行政運営の透明化を確保することを目的としています。

なお、評価結果については、次年度以降の事務事業の取組みに反映させ、効果的な事業の展開を図るとともに、町民に広く公表し情報の共有を図ることで、計画の進行管理を確保することとしています。

2 行政評価実施の効果

行政評価を実施すること、また、評価結果を町の施策に適切に反映させていくことにより、以下のような効果が期待されます。

【期待される効果】

- ① 町民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の向上
- ② 町民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ③ 町民の視点に立った成果重視の行政への転換

3 行政評価の種類

行政評価は一般的に、評価対象とされる町の総合計画の段階によって「政策評価」、「施策評価」及び「事務事業評価」の3つに区分されます。

区 分	内 容
政策評価	町の発展に向けた基本的な方向性を示す政策（「第6次大子町総合計画」の「基本構想」で示されている「5つの重点戦略」及び「基本計画の推進方向」で示された各政策）を評価するもの。
施策評価	政策を実現するために総合的・体系的に示された各分野において取り組むべき施策（「第6次大子町総合計画」の「基本計画」で示されている各施策）を評価するもの。
事務事業評価	施策の目的を実現するための具体的な手段である事務事業（「第6次大子町総合計画」の「実施計画」に記載された具体的な事業）を評価するもの。

本年度に実施する行政評価は、町の取組みの基本的な単位であり、町民や職員にとって最も身近である「事務事業」を評価する「事務事業評価」とします。

4 行政評価の手法

(1) 評価対象事業の選定

スクラップアンドビルドを意識した事業で大子町行政評価実施要綱第2条に基づき、副町長が選定した事務事業とします。

(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施

各課等の担当者は、選定された評価対象事業の事務事業評価調査書を作成し、所属長のチェックを受けた後、まちづくり課に提出します。

(3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施

大子町事務事業評価委員会（副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で組織）は、各課等から提出された事務事業評価調査書の審査を行います。

(4) 評価結果の議会への報告及び公表

評価結果の内容については、町議会で報告し、町ホームページで広く公表します。

令和5年度事務事業評価総括票

- 1 継続（現行どおり） 2 見直し（拡充） 3 見直し（縮小） 4 見直し（改善）
5 他事業と統合する 6 休止又は廃止

No.	担当課	事業名	状況等	総合評価		評価コメント等
				一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
1	総務課	公用バス運行管理事業	軽井沢スキーバス転落事故以来、バス事業者においては、運転手への事故防止教育の徹底や健康診断を始めとした体調管理、車両の定期点検整備など安全運行のための取組が求められている。 大子町においては、運転手を会計年度任用職員で雇用しているが、運転手への事故防止教育の徹底や健康診断を始めとした体調管理、車両の定期点検整備など安全運行のための取組や二種免許取得者の確保、本人の適正診断までは行えていない実情である。時期によっては休みなく連日運行する場合があります。また、早朝から出発する場合は多数あり、運行ごとの運転手の体調管理が困難である。運転手の高齢化、担い手不足が懸念されている。慣行を理由として、公共的団体と言えない団体や親睦旅行的、安易な使用が見られる。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	内規（運行ルール）の整理、使用基準の明確化等により、適正な運用をすることで、運転手の体調管理等に繋げ、バスの乗客の安全性を徹底するとともに町民サービスの公平性を担保すること。 また、中学校部活動については、公共交通機関等の利用に対する支援等、公用バス使用代替措置を検討すること。
2	まちづくり課	大子清流高校魅力アップ事業	少子化や町外への進学増加に伴い、大子清流高校への入学者が減少しており、高校の存続が危ぶまれる状況にある。町内唯一の県立高等学校の存続は、地域活性化の観点から極めて重要であると考えられ、令和5年度より「地域みらい留学」を利用し、募集の入り口を拡大していることから、下宿費用等補助金の拡充による入学者数の増加を図る必要がある。	2 見直し（拡充）	2 見直し（拡充）	大子清流高校の入学者が減少していることから、全国募集による入学者の支援として下宿等費用補助金の交付額の引き上げを実施すること。また、大子研修センターでの食事の提供等、生徒の受入体制の整備等についても併せて検討を進めること。
3	まちづくり課	元気なまちづくりチャレンジ支援事業	町の課題解決につながる取組を行う団体等に対し、補助金を交付している。1補助対象者につき1年度において1回限りとし、同一事業を継続する場合、補助金額は1年度の上限額を50万円とし、5年度で120万円を上限としている。 大子町元気なまちづくりチャレンジ支援事業補助金については、令和5年度末で終了となる事業であるが、類似の事業は実施しておらず、現行制度の問題点等を改善し事業継続の必要がある。	4 見直し（改善）	1 継続（現行どおり）	主体的に地域課題の解決を実施したいと考える団体への支援として、引き続き事業を継続する必要がある。現行どおり事業を継続し、詳細については内規を定め運用すること。
4	農林課	大子町集落水田生産調整事業	町及びJA常陸が、各地区水田農業調整委員会（55地区）に対して補助金を支払い、各地区委員（区長）を通じて、営農計画書の配布・回収を実施しているが、農家数の減少等により委員による配布・回収のメリットが小さくなってきている。農家数の減少、委員のなり手の減少が見込まれており、事務の効率化が望まれる。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	区長の負担軽減、事務効率の向上、コスト削減等の観点から、営農計画書の配布・回収については郵送で行うこと。
5	建設課	法定外公共物（水路）管理事業	近年災害なども多く浸漬や復旧工事、護岸改修などの需要が高まっているなか、河川の所管は建設課であるが、一部は用水路として農林課の所管となり区分が曖昧となっていることがあるため事務を進める上で時間を要することが見受けられる。また、久慈川緊急治水対策プロジェクトによる河川整備で形状が変わる箇所もあることから、整備後の管理物の整理や用水路との明確な区分が必要である。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	災害の発生頻度が高まっている現状において、復旧工事等について所管課の明確化が必要であることから、建設課及び農林課において協議し、厳格に整理すること。
6	健康増進課	がん検診等事業	胃がん検診の年齢制限（74歳まで）については、県内でも年齢制限を設けていない市町村が多い。また、県の指針では、胃がん検診に年齢制限は設けられていない。体力については個人差があり、一律に75歳で制限することを否定する町民の意見もあり、年齢からくる衰えによるバリウムの誤嚥や筋力低下による撮影時の事故などのリスクがあることを周知することを前提に年齢制限の撤廃を検討すべきと考える。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	胃がん検診については、年齢制限を撤廃し、住民の健康促進に繋げること。
7	健康増進課	ナイトエクササイズ	ナイトエクササイズについては、働き世代を対象とし無料で行っているが、健康教育の事業のため、講師は専門職としており、委託料は増加傾向である。継続受講者が多いが、個人負担がないことも一つの要因と思われる。定員超過の申込みもあるため、個人負担額の検討が必要と思われる。類似講座については生涯学習担当等と情報共有に努める必要がある。	4 見直し（改善）	4 見直し（改善）	テキスト代の実費徴収はさらに意欲が増す原動力になるとともに、真に必要なとする方への提供が可能になる。料金徴収について検討するとともに、公民館講座と連携し、スムーズな事業運営を図ること。
8	消防本部 警防課	救急救命士の新規養成事業	救急救命士有資格者の退職等に伴い、定期的に職員の要請研修派遣、有資格者の職員採用が必要である。	1 継続（現行どおり）	4 見直し（改善）	現行どおり定期的に職員を救命士養成研修に派遣するとともに、採用段階で救急救命士有資格者の要件を設け募集すること。
9	消防本部 予防課	住宅用火災警報器の設置推進	住宅用火災警報器については、年間を通して周知・啓発等を実施しているが、大子町においては、まだまだ設置率が低い状況であり、更なる設置促進が必要である。しかしながら、条例で義務化されていることの説明、設置の意思がない町民への説明に苦慮している。	2 見直し（拡充）	2 見直し（拡充）	令和4年度の事務事業評価でも見直し（拡充）という評価が出ており、令和5年度の事務事業評価調査でも成果が上がっていないことから、具体的なアクションを起こして実績を「見える化」するよう、即効性のある施策を検討し、必要経費については予算の計上をすること。
10						

別記様式(第3条関係)

令和 5 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第5章 交流と協働による、魅力あふれ健全で持続可能なまちづくり。
	選択
	選択

I 事務事業の内容

◎ スクラップの可能性

無

事務事業名	公用バス運行管理事業	
事務事業内容	対象	学校、社会教育関係団体、公共的団体、公用バス
	目的	公用バスの適正な運行管理を図る。
	実施方法及び 執行計画	公用バス使用規程に基づき、公用バスを運行管理する。 運転手として、会計年度任用職員を1人雇用する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名	
	款	02	総務費	
	項	01	総務管理費	根拠法令(条例, 要綱等)
	目	01	一般管理費	公用バス使用規程
	事業名	一般管理費(交通分)		

III 事業費の推移

開始： 昭和63年度

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
令和3年度	4,876					4,876
令和4年度	5,169					5,169
当該年度	5,173					5,173
令和6年度	0					
令和7年度	0					

IV 執行状況 【 推進中 】

状況説明	公用バス使用規程に基づき、公用バスの運行管理を行っている。町、公共的団体事業において、1日走行距離300kmを限度に運行している(令和4年度実績：78件)。また、運転手として、会計年度任用職員を1人雇用している。令和2年度に、永寶株式会社から公用バス(中型35席)を寄贈いただいた。軽井沢スキーバス転落事故以来、バス事業者においては、運転手への事故防止教育の徹底や健康診断を始めとした体調管理、車両の定期点検整備など安全運行のための取組が求められている。
------	---

V 問題点・改善後の概要

問題点	大子町においては、運転手を会計年度任用職員で雇用しているが、上述のような取組や二種免許取得者の確保、本人の適正診断までは行えていない実情である。時期によっては休みなく連日運行する場合があります。また、早朝から出発する場合は多数あり、運行ごとの運転手の体調等管理が困難である。運転手の高齢化、担い手不足が懸念されている。慣行を理由として、公共的団体と言えない団体や親睦旅行的、安易な使用が見られる。
問題点見直しの具体的方法	運転手の負担軽減(長時間拘束の是正、都内の運行除外) 公共的団体の使用の適正化(親睦目的、同一団体の複数回使用の禁止) 使用基準の明確化(内規の廃止、部活動での使用基準)
改善により予想される効果	安全運転の確保、運転手の待遇改善

VI 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

学校関係や各種団体において活用されており、今後も引き続き当該事業の推進に努めたい。

VII 総合計画における数値目標

区分(数値目標名)	単位	計画策定時	令和5年度	進捗状況

別記様式(第3条関係)

令和 5 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第2章 未来を担う心豊かな人を育むまちづくり
	(1) 人と文化を育む心豊かなまちづくりの推進
	① 豊かな人間性を育む学校教育の充実

I 事務事業の内容

◎ スクラップの可能性

無

事務事業名	大子清流高校魅力アップ事業	
対象	大子清流高校の学生・保護者, 受入家庭	
目的	大子清流高校への支援を充実させ、入学者の増加を図る。	
事務事業内容	実施方法及び執行計画	大子清流高校の魅力や知名度を高め、入学者の増加を図るため、学習支援や通学費、下宿費に係る補助金を交付している。 令和5年度から部活動支援を廃止し、通学支援補助金を新設した。同補助金では、公共交通を利用する学生に対して定期券購入にかかる費用の2分の1の金額(上限20,000円とする)を交付する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名	
	款	02	総務費	
	項	01	総務管理費	根拠法令(条例, 要綱等)
	目	11	地域振興費	大子清流高校魅力アップ補助金交付要綱 大子清流高校下宿等費用補助金交付要綱
	事業名	地域振興費(まちづくり課分)		

III 事業費の推移

開始:

終了:

(単位:千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
令和3年度	2,480					2,480
令和4年度	2,460					2,460
当該年度	1,794					1,794
令和6年度	2,412					2,412
令和7年度	2,412					2,412

IV 執行状況

【 推進中 】

状況説明	少子化や町外への進学増加に伴い、大子清流高校への入学者が減少しており、高校の存続が危ぶまれる状況にある。町内唯一の県立高等学校の存続は、地域活性化の観点から極めて重要であると考えられ、学力向上、通学費補助、給食の提供、国際交流、生徒募集などの分野で支援を行っている。 また、大子清流高校は令和5年度より「地域みらい留学」を利用し、募集の入り口を拡大しているが、全国募集を実施しているのは従前のおり農林科学科のみ。今後総合学科においても全国募集を行えるよう、教委から県へ働きかけを行う。
------	---

V 問題点・改善後の概要

問題点	農林科学科において全国から生徒を募集しているが、入学者の減少傾向が改善されていない。
問題点見直しの具体的方法	現行の下宿等費用補助金の交付額を引き上げ、訴求力を高める。
改善により予想される効果	全国募集に対して受験する生徒の増加。水郡線・バス利用者の増加。

VI 担当所属長意見 (必要性, 緊急性等を含む)

大子清流高校への入学者が減少しており、高校の存続が危ぶまれる状況であり、町内唯一の県立高等学校の存続は地域活性化の観点から極めて重要であるとする。

VII 総合計画における数値目標

区分(数値目標名)	単位	計画策定時	令和5年度	進捗状況

別記様式(第3条関係)

令和 5 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第5章 交流と協働による、魅力あふれ健全で持続可能なまちづくり。
	(1) 住民とともに築く自立したまちづくりの推進
	③ 住民との協働によるまちづくりの推進

I 事務事業の内容

◎ スクラップの可能性

有

事務事業名	元気なまちづくりチャレンジ支援事業	
事務事業内容	対象	町民団体、行政区、町内に事業所を有する法人等
	目的	町民の柔軟な発想や創意工夫を活かし、未来へつながるまちづくりを推進する。
	実施方法及び執行計画	町の総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町が設定したテーマについて、新たな発想や創意工夫により課題解決に取り組む事業を支援する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般財源	過疎計画における事業名
	款	02 総務費	
	項	01 総務管理費	根拠法令(条例, 要綱等)
	目	11 地域振興費	
	事業名	地域振興費(まちづくり課分)	太子町元気なまちづくりチャレンジ支援事業補助金交付要綱

III 事業費の推移

開始:

終了:

(単位:千円)

年度	事業費(決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
令和3年度	6,608					6,608
令和4年度	4,756					4,756
当該年度	4,349					4,349
令和6年度	4,349					4,349
令和7年度	4,349					4,349

IV 執行状況 【 推進中 】

状況説明	町の課題解決につながる取組を行う団体等に対し、補助金を交付している。1補助対象者につき1年度において1回限りとし、同一事業を継続する場合、補助金額は1年度の上限額を50万円とし、5年度で120万円を上限とする。 太子町元気なまちづくりチャレンジ支援事業補助金については、令和5年度末までの時限立法であるため、事業継続の検討が必要である。
------	---

V 問題点・改善後の概要

問題点	現事業は収益事業を対象外としているため、補助金終了後の自走が現実的に難しい事業が多い。他の補助金等が該当しない事業の受け皿の様な制度となっているため事業が広範囲に及び、継続性のない事業、収益性のある団体からの申請、個人所有の不動産等の修繕等、判断に迷うケースが多い。
問題点見直しの具体的方法	対象事業や経費等、制度の内容を見直し、継続して実施する必要がある。
改善により予想される効果	地域住民が主体的にまちづくりに参画できる。

VI 担当所属長意見 (必要性, 緊急性等を含む)

地域の課題を町民自ら解決する取り組みである。今後、担い手不足が懸念される当町にとって重要な事業のひとつである。

VII 総合計画における数値目標

区分(数値目標名)	単位	計画策定時	令和5年度	進捗状況

別記様式(第3条関係)

令和 5 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第3章 元気、にぎわい、活力ある産業を創造するまちづくり
	(1) 農林業や中小企業への支援を強化し活力に満ちた豊かなまちづくりの推進
	① 活力ある農業の振興

I 事務事業の内容

◎ スクラップの可能性

無

事務事業名		大子町集落水田生産調整事業
事務事業内容	対象	水田作付農家
	目的	町の水田農業の安定発展のため、大子町集落水田生産調整委員会を設置し、国の行う経営所得安定対策の円滑な推進と成果の確保を図る。
	実施方法及び執行計画	町及びJA常陸が、各地区水田農業調整委員会（55地区）に対して補助金を支払う。 ○補助金積算方法 均等割10,000円/地区, 戸数割（作業費）500円/戸 ○補助金の負担割合 町7割, JA3割 ○当該補助事業により、営農計画書の配布・回収を行い転作等の状況把握を行っている。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	05 農林水産業費	
	項	01 農業費	根拠法令（条例, 要綱等）
	目	03 農業振興費	
	事業名	農業振興費	大子町集落水田生産調整委員会設置要項

III 事業費の推移

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
令和3年度	1,725				517	1,208
令和4年度	1,716				514	1,202
当該年度	1,647				494	1,153
令和6年度	1,647				494	1,153
令和7年度	1,647				494	1,153

IV 執行状況 【 推進中 】

状況説明	当委員会は、町内53地区に設置されており、町農業再生協議会及びJA常陸と連携を図りながら、水田の維持管理に努めることにより、国の行う経営所得安定対策の円滑な推進と成果の確保に寄与している。
------	--

V 問題点・改善後の概要

問題点	各地区委員（区長）を通じて、営農計画書等の配布・回収を実施しているが、農家数の減少等により委員による配布・回収のメリットが小さくなってきている。
問題点見直しの具体的方法	郵送により、営農計画書等の配布・回収を行う。
改善により予想される効果	各地区委員の配布・回収に係る負担が軽減される。

VI 担当所属長意見（必要性、緊急性等を含む）

経営所得安定対策の円滑な推進に有効な事業である。

VII 総合計画における数値目標

区分（数値目標名）	単位	計画策定時	令和5年度	進捗状況

別記様式(第3条関係)

令和 5 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(2) 持続可能で快適なまちづくりの推進
	① 計画的かつ調和のとれた土地利用の推進

I 事務事業の内容

◎ スクラップの可能性

無

事務事業名		法定外公共物（水路）管理業務
事務事業内容	対象	法定外公共物（水路）
	目的	中小河川などの普通河川の管理を行うもの
	実施方法及び執行計画	河川管理費により、日常的な維持管理、土砂撤去などの浚渫や原材料の支給、台風などにより被災があった場合には護岸復旧などの災害復旧工事を行っている。また、設置物などの占用許可業務を行っている。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	07	土木費
	項	03	河川費
	目	01	河川管理費
	事業名	河川管理費	根拠法令（条例，要綱等）

III 事業費の推移

開始： —

終了： —

(単位：千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
令和3年度	1,499					1,499
令和4年度	9,727					9,727
当該年度	11,000			2,000		9,000
令和6年度	1,500					1,500
令和7年度	1,500					1,500

IV 執行状況 【 推進中 】

状況説明	維持補修や浚渫、災害復旧などの業務を行い河川の管理を実施している。
------	-----------------------------------

V 問題点・改善後の概要

問題点	住民による日常的な管理が減少しているなか、近年の激甚化する台風災害などで工事の需要が高まっている。
問題点見直しの具体的方法	計画的な維持管理に努める。
改善により予想される効果	災害防止などの効果が高まる。

VI 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

近年増加する災害等に対し、補修工事や災害復旧を迅速に進めるためには、法定外公共物（水路）の計画的な管理が必要である。また、高齢化が進み住民による管理が難しい状況を考えると関係課が連携して管理していかなければならない。

VII 総合計画における数値目標

区分（数値目標名）	単位	計画策定時	令和5年度	進捗状況

令和 5 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(3) 誰もが健やかに暮らせる安心なまちづくりの推進
	⑤ 病気を予防する健康づくりの推進

I 事務事業の内容

◎ スクラップの可能性

無

事務事業名	がん検診等事業	
対象	一般住民(希望者)	
目的	各種がん検診の受診率を向上させることで、疾病の早期発見、早期治療につなげることで、重症化を防ぐ。また、医療費の抑制を図る。	
実施方法及び執行計画	検診機関に委託し、主に集団検診方式で実施。子宮がん、乳がん検診は医療機関検診も実施。 平成28年度から現在町で実施しているがん検診等(39歳以下対象の生活習慣病予防健診は除く)を無料化にして実施。 各種広報ちらし、各団体への健康教育、FMだいが、個人勧奨通知等で周知、受診勧奨を実施。	

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	04 衛生費	
	項	01 保健衛生費	根拠法令(条例、要綱等)
	目	02 予防費	
	事業名	予防費	

III 事業費の推移

開始:

終了:

(単位:千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他(39歳以下健診)	一般財源
令和3年度	25,040	233	449		200	24,158
令和4年度	27,304	304	488		200	26,312
当該年度	26,108	302	409		200	25,197
令和6年度	26,109	302	410		200	25,197
令和7年度	26,109	302	410		200	25,197

IV 執行状況

【 推進中 】

状況説明	生活習慣病予防健診は事前に予約を受け付け、受診希望者に受診券を送付している。肺がん・結核検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、大腸がん検診、肺がん喀痰細胞診検査は健診会場で受検希望を聞き、集団健診と合わせて実施。胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、腹部超音波検診、骨粗鬆症検診を委託し、集団検診で実施。子宮がん検診は県内の登録医療機関と契約、乳がん検診については3医療機関に委託し、医療機関検診を実施。 28年度から町で実施しているがん検診等(生活習慣病予防健診以外)を無料化して実施し、受診者が少しずつ増えている。 令和4年度は集団健診申込者に受診券とともに大腸がん検診の検体容器を送付し、受診率向上を図った。
------	--

V 問題点・改善後の概要

問題点	新型コロナウイルスによる受診控えの状況もあり、県内で比較しても受診率が低い状況。
問題点見直しの具体的方法	広報、FMだいが、個人勧奨通知、各地区での健康教育等の機会を活用し、無料化の周知、がん検診等の必要性の啓発、集団検診・医療機関検診のPR、受診勧奨を行う。令和元年度から、県の補助金対象事業である受診勧奨について、封書による受診勧奨からはがきによる受診勧奨に切り替えたことで各がん検診の申込み者が増えている。令和2年度は、コロナにより人数制限を行ったことで受診者数が減少している。令和5年度は、胃がん検診の検診日の追加、大腸がん検診の受検可能年齢の拡充を行い、更なる受診率向上を図る。
改善により予想される効果	無料化、周知の徹底、受診勧奨通知は、受診者を増やし、未受診者を減らすことにつながると思われる。受診率の向上により、がん等の早期発見ができ、早期治療に導くことができる。

VI 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

がん検診等の無料化は、検診を受けやすくし、死因上位であるがん等の疾病から住民の健康を守る取り組みである。
--

VII 総合計画における数値目標

区分(数値目標名)	単位	計画策定時	令和5年度	進捗状況

別記様式(第3条関係)

令和 5 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(3) 誰もが健やかに暮らせる安心なまちづくりの推進
	⑤ 病気を予防する健康づくりの推進

I 事務事業の内容

◎ スクラップの可能性

無

事務事業名		ナイトエクササイズ
事務事業内容	対象	健康づくりに関心のある方で、大子町内に住所を有している20歳以上の者、運動に不適切な疾患のない者、特定保健指導対象者
	目的	働き世代の健康維持増進として、栄養講話や疾患予防講話、運動を通じて、規則正しい生活習慣の動機づけや継続を図り、メタボリックシンドロームの予防及び健康づくりを推進する。
	実施方法及び執行計画	お知らせ版等により参加者を募集する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	04 衛生費	
	項	01 保健衛生費	根拠法令(条例、要綱等)
	目	02 予防費	健康増進法
	事業名	予防費	

III 事業費の推移

開始:

終了:

(単位:千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
令和3年度	449					449
令和4年度	449					449
当該年度	665					665
令和6年度	665					665
令和7年度	665					665

IV 執行状況 【 推進中 】

状況説明	令和元年度より働き世代が参加できるようナイトエクササイズを実施。通年で実施している。専門性が高い内容とするため、専門業者に委託。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数制限等行っている。
------	--

V 問題点・改善後の概要

問題点	働き世代を対象としており、月1回の開催では運動習慣の確立につながらない。
問題点見直しの具体的方法	1か月の実施回数を1回から2回に増やす。(年間24回)
改善により予想される効果	運動に対する意識の醸成が図れ、運動が習慣化することで、生活習慣病予防等の病気の予防につながる。

VI 担当所属長意見 (必要性、緊急性等を含む)

生活習慣病の予防・改善は、健康長寿、介護予防、医療費削減につながる重要な取り組みです。

VII 総合計画における数値目標

区分(数値目標名)	単位	計画策定時	令和5年度	進捗状況

別記様式(第3条関係)

令和 5 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(1) 災害に強く安全なまちづくりの推進
	④ 消防・救急体制の強化

I 事務事業の内容

◎ スクラップの可能性

無

事務事業名		救急救命士の新規養成事業
事務事業内容	対象	消防職員
	目的	救急業務の高度化及び救命士の搭乗率確保
	実施方法及び執行計画	救急救命士有資格者の救急出場搭乗率をあげるため、計画的に職員の救急救命士養成予定であるが有資格者の職員採用で調整しながら養成計画を進める。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	08	消防費	
	項	01	消防費	根拠法令(条例, 要綱等)
	目	01	常備消防費	
	事業名		救急救命士の養成	救急救命士法

III 事業費の推移

開始:

終了:

(単位:千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
令和3年度	0					
令和4年度	0					
当該年度	0					
令和6年度	0					
令和7年度	3,000					3,000

IV 執行状況 【 推進中 】

状況説明	救急救命士有資格者の退職に伴い、定期的に職員の要請研修は必要である。
------	------------------------------------

V 問題点・改善後の概要

問題点	救急救命士有資格者の定年退職と隊編成時の配置ポストにより、救急出場の搭乗率が下がる。
問題点見直しの具体的方法	定期的に職員の救急救命士養成研修の派遣と有資格者の職員採用が必要。
改善により予想される効果	搭乗率あげるにより、特定行為実施率が上がり地域住民の救急要請時の安心安全が図られる。

VI 担当所属長意見 (必要性, 緊急性等を含む)

特定行為実施による救命率向上と町民の安心のために救急救命士の確保は必要である。

VII 総合計画における数値目標

区分(数値目標名)	単位	計画策定時	令和5年度	進捗状況
救急出動に携わる救急救命士の数	人	9	12	10

別記様式(第3条関係)

令和 5 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(1) 災害に強く安全なまちづくりの推進
	④ 消防・救急体制の強化

I 事務事業の内容

◎ スクラップの可能性

無

事務事業名		住宅用火災警報器の設置推進
事務事業内容	対象	町内全世帯
	目的	住宅火災による死者の多くが就寝時間帯に逃げ遅れにより発生していることから、早期に火災の発生に気づき、逃げ遅れによる死者の発生を防ぐため
	実施方法及び執行計画	住宅用火災警報器設置推進に係る担当者会議年度内2回開催 広報誌やFMだいごの活用、街頭広報及び消防団員による戸別訪問・チラシの配布 福祉課との高齢者世帯等火災警報器配置事業の推進 自主防災組織及び消防団と連携した、共同購入及び設置の推進

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般	過疎計画における事業名
	款	08	消防費	
	項	01	消防費	根拠法令(条例, 要綱等)
	目	02	非常備消防費	消防法第9条の2
	事業名		住宅用火災警報器設置推進	太子町火災予防条例第29条の2

III 事業費の推移

開始:

終了:

(単位:千円)

年度	事業費 (決算・予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
令和3年度	26					
令和4年度	26					
当該年度	52					
令和6年度	52					
令和7年度	52					

IV 執行状況 【 推進中 】

状況説明	計画策定時の設置率は44%、令和5年6月時点で47%とわずかな上昇に留まっている。(大字ごとに1世帯を抽出し電話にて聞き取り調査) 年間を通して、広報誌及びホームページへの掲載を実施、火災予防運動時には店頭広報、FMだいごへ出演しての広報、消防団による全戸訪問を実施している。
------	---

V 問題点・改善後の概要

問題点	設置推進にあたり、条例で義務化されていることの説明、設置の意思がない町民への説明に苦慮している。
問題点見直しの具体的方法	広報誌等の活用を継続しつつ、自主防災組織と連携した設置推進を進める。
改善により予想される効果	火災の早期発見により、逃げ遅れによる死者の発生防止

VI 担当所属長意見 (必要性, 緊急性等を含む)

担当所属長意見	当町においては、まだまだ設置率が低い状況であり、更なる設置促進が必要であると思料する。
---------	---

VII 総合計画における数値目標

区分(数値目標名)	単位	計画策定時	令和5年度	進捗状況
住宅用火災警報器の設置率	%	44	100	